

# 子どもの居場所活動における実施マニュアル



令和8年4月

大垣市こども未来部子育て支援課

## 目 次

1	子どもの居場所とは	1
2	子どもの居場所の機能と可能性	1
3	新たな居場所の開設に向けた流れ	2
4	子どもの居場所団体の支援・相談窓口	4
5	ほっとできる居場所（愛称：こどもんち）の登録について	5
6	子どものSOS	7
7	相談窓口一覧	10
8	居場所実施団体への支援方法	12
	【参考】会則（案）	13
	【参考】子どもの居場所づくりで活用が可能な大垣市の補助金一覧	15
	【参考】福祉目的の食事提供行為における衛生管理事項	16

\* 本マニュアルは設立や運営の参考として作成しているものであり、各種補助金の交付要件とするものではありません

## 1 子どもの居場所とは

子どもの居場所とは、家や学校だけではなく、子ども達自身が居場所と思えるような場所であり、代表的な活動等は次のとおりです。

- ① 子ども食堂  
一人でも安心して利用することができる無料又は低額の食堂
- ② 学習支援教室  
無料又は低額で学習習慣の定着、基礎的な学力向上のための支援を受けられる場
- ③ プレーパーク  
遊具で遊ぶだけでなく、子ども達が自由に遊べる場
- ④ 図書館等  
自由にゆっくり過ごすことができる場



## 2 子どもの居場所の機能と可能性

### (1) 子どもの居場所の機能

1 子どもが地域の方々に見守られ、安心して過ごせる場

2 子どもが活動を通して、いろいろなことを経験し学ぶ場

3 子どもや子育て世帯の抱える困難に気づき、働きかけ、支援につなげる場

4 子どもだけでなく、大人も交流を深める地域コミュニティの拠点となる場

### (2) 子ども居場所の可能性

#### 子ども

- ・安心できる居場所
- ・遊び・体験
- ・食育、食事の提供、孤食防止
- ・多様な学び
- ・学習支援
- ・相談支援

#### 子育て世帯

- ・保護者の休息
- ・食事（食品）の提供
- ・子育て支援
- ・保護者同士の交流
- ・様々な情報収集
- ・悩みや不安の共有
- ・相談支援

#### 地域

- ・地域の見守り
- ・支え合い
- ・交流の場
- ・コミュニティの拠点
- ・まちづくり
- ・市民活動の活性化
- ・いきがいつくり

### 3 新たな居場所の開設に向けた流れ

(1) 思いを整理し、仲間を集めましょう

子どもの居場所を立ち上げたいという思いを大切にしつつ、なぜ、何のために居場所を作るのかを整理するとともに、思いに賛同してくれる仲間を探しましょう。

(2) どのような居場所をつくるのか

「子ども食堂」「学習支援教室」「プレーパーク」など、どのような活動をしたいのかを明確にしましょう。

(3) 誰のための居場所をつくるのか

居場所に集まる対象者を誰にするのかを考えましょう。

例) 地域の子どもだけ

地域の子どもと親

地域の高齢者など誰でも

(4) 集まったメンバーで出来ることの整理

場所の提供、食事の提供、食材の提供、学習支援、読み聞かせ、昔遊び、さらには、広報チラシの作成や会計処理など、誰に何が出来るのかを整理しましょう。

(5) 地域・子ども達のニーズや課題の整理

活動地域における子ども達の置かれている環境について、多くの人と情報交換しながら、地域・子ども達のニーズや課題を整理しましょう。

(6) 運営団体の設立

① 目的・趣旨

地域のニーズや課題を踏まえて、活動の方針を定めましょう。

② 子ども居場所の名称

子ども達が親しみやすい名称をつけましょう。

③ 定款・会則等及び役員

NPO法人や市民活動団体等どのような団体とするのかを踏まえ、定款等を作成するとともに、役員を決定しましょう。\*会則(案)(P13・14参照)

NPO法人の場合、市の承認が必要となります。

任意団体等の場合、市の市民活動団体へ登録することで、様々な支援制度の対象資格を得られます。

(7) 開催規模、内容、利用料等の検討

開催内容や回数、開催場所、利用料などを具体的に検討しましょう。

また、年間を通しての予算を算出し、無理のない計画を立て、助成金や寄付など、資金・物品の調達方法についても検討しましょう。

\*子どもの居場所づくりで活用可能な大垣市の補助金（P15参照）

【検討項目の例】

開催日	毎月第2土曜日（子ども食堂）、第4土曜日（学習支援）の13時～15時
会場	〇〇〇〇館 〇〇室
対象者	小学〇～〇年生をはじめ、地域の方など誰でも
定員	〇〇人
役割分担	調理：〇〇、食事の提供：〇〇・・・
利用料	子ども食堂：大人〇〇円、子ども〇〇円、 学習支援：無料
運営ルール	・・・・・・・・
周知方法	〇〇地域の自治会の回覧（〇日前）、SNSでの情報発信（〇日前）
保険加入	〇〇保険への加入
衛生管理	西濃保健所の指導に基づく *福祉目的の食事提供行為における衛生管理事項（P16～18参照）
その他	食物アレルギーのある子どもを事前に把握し、誤食しないようにする
事前準備	〇〇〇〇
当日の流れ	〇〇〇〇
個人情報	取扱方法の確認

(8) 子ども達への呼びかけ

開催概要が決まったら、実際に子ども達や保護者に知ってもらう広報活動が必要です。1か月前を目安に地域の自治会の協力による回覧や、学校等の協力によるチラシ配布のほか、SNS等を活用するなど工夫しましょう。

(9) 開催準備

2か月前を目安に・・・

- ・会場確保
- ・保健所への相談（食事を提供する場合）
- ・保険の加入
- ・内容及び役割分担の決定
- ・チラシの作成（アレルギーの把握ができる形が望ましい） など

#### 1か月前を目安に・・・

- ・食事メニューの決定（食事を提供する場合）
- ・チラシの配布
- ・備品、準備する物の手配 など

#### 1週間前を目安に・・・

- ・準備物（食材、当日の配布物、備品等）の最終確認
- ・当日の流れの確認
- ・参加者名簿・名札の作成 など

#### (10) リスクの確認

子どもの居場所の安全・安心に配慮して運営することが必要です。

遊んでいる時にケガをしたり、急に熱を出したりすることもあります。

また、飲食におけるアレルギー対応や衛生管理についての配慮も必要となります。

- 衛生管理の確認
- 食物アレルギーの把握
- 緊急連絡先リストの作成
- 保護者の緊急連絡先の把握
- 万が一に備え、保険への加入

## 4 子どもの居場所団体の支援・相談窓口

市内で活動する子どもの居場所実施団体の活動を支援したり、団体への支援を希望される市民・企業等などをつないだりする組織「大垣市子どもの居場所応援センター」（大垣市社会福祉協議会 地域支援課内）では、主に、次の支援・相談業務を行っています。

- 市民や企業等から子どもの居場所団体等へ寄付に対し、調整・配布等
  - \* 特定団体への寄付は除く
- 子どもの居場所団体等への各種情報提供、研修等の情報交換会の開催
- 運営・連携に対する相談対応や書類作成支援等の各種サポート
- 民間団体等の助成金や支援に関する情報提供
- ボランティアスタッフの募集及び子どもの居場所団体とのマッチング

## 5 ほっとできる居場所（愛称：こどもんち）の登録について

大垣市では、子ども達が、地域の身近な場所で、大人たちの緩やかな見守りの中、自由にゆっくり過ごすことができる「ほっとできる居場所」（愛称：こどもんち）づくりを進めています。

次に該当する「子どもの居場所づくり」を実施されている方は、大垣市子育て支援課へ登録をお願いします。大垣市では、登録された「居場所」は市HP等により積極的に情報発信していきます。

### (1) 活動内容

子どもへの場所の提供、緩やかな見守りの実施、話し相手となることその他の活動で、団体等が実施可能なものとします。

ただし、活動内容が、営利活動、宗教的活動または政治的活動ではないこととします。

### (2) 対 象

子どもの居場所として利用する施設を所有し、又はおおむね1年以上賃借し、若しくは管理を委託されている等、継続的に確保でき、次のいずれかに該当する者とします。

ただし、賃借をしている場合については、施設所有者に対し、登録をすることの承諾を得ている場合に限るものとします。

- ① 自治会や婦人会等その他地域住民組織
- ② 「子供110番の家」登録者
- ③ 社会福祉法人や株式会社等の定款、会則その他規則を定め、組織として活動している法人
- ④ 奉仕やボランティアを目的とする会員数20人以上かつ代表者の選任や運営等が規約等で定まっている団体の会員等のうち、当該団体から推薦を受けた者
- ⑤ 子どもの居場所運営の活動実績がある者その他市長が適当と認めるもの

### (3) 登録条件

居場所として登録できる者は、次のいずれにも該当することとします。

- ① 実施場所、周囲の環境等について、子ども達が安全・安心に過ごせる環境を確保できること
- ② 子どもを緩やかに見守り、話し相手となれる人がいること。
- ③ 週に2日以上、子どもの居場所を提供すること
- ④ 利用時間は、18時又は日没30分前のいずれか早い時間までとする
- ⑤ 公の秩序または善良の風俗を害する活動をしている団体等ではないこと
- ⑥ 団体等の中に、子どもに危害を及ぼすおそれのある者がいないこと など



【様式】 誓約書（「こどもんち」の登録）

大垣市長 様

誓 約 書

大垣市子どもの居場所「こどもんち」に登録するにあたり、次の内容について同意及び遵守することを誓約します。

No.	内容
1	実施場所、周囲の環境等について、子ども達が安全・安心に過ごせる環境を確保します。
2	緩やかな見守りや話し相手となれる人がいます。
3	週に2日以上、子どもの居場所を提供します。
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業所等、子どもが立入することができない事業所ではありません。
5	公の秩序または善良の風俗を害する活動をしている事業者・団体等ではありません。
6	暴力行為を行うおそれがある組織の構成員が加入する事業者・団体等ではありません。
7	事業者・団体等の中に子どもに危害を及ぼすおそれのある者はいません。
8	団体等の活動等について、大垣市のホームページや各種広報媒体への掲載及び公的機関への情報提供をすることについて同意します。
9	居場所の活動内容が、営利活動、宗教的活動または政治的活動ではありません。
10	利用者の受付簿を備え付けるとともに、市の求めに応じて利用人数の報告を行います。
11	利用時間を18時又は日没30分前のいずれか早い時間までとします。
12	児童虐待、いじめやヤングケアラー等の疑われる子どもを発見した場合は、速やかに行政に情報提供を行います。
13	居場所で知り得た個人情報等を第三者に提供しません。
14	子どもの権利保護を遵守します。
15	市から看板・その他物品等の支給を受けた場合、子どもの居場所活動にのみ使用し、他の目的には利用しません。

年 月 日

署名（代表者）

## 6 子どものSOS

### (1) 子どものSOSをキャッチしよう

子ども食堂等を利用している子どもの中には、いろいろな悩みや困難を抱えている子どももいます。

子ども自身は、自分の置かれている状況に気づかない場合もあります。

子ども達から発信されているSOSのサインを上手に受け止め、早期発見に努めましょう。

### 子どもの気になる様子のポイント

#### ★食事の時★

- 食べる量が多すぎる、また少なすぎる
- 何度もおかわりをする
- 好き嫌いが激しく決まったものだけ食べる
- 一緒に食事をとることが苦手
- 自由に食べられるお菓子を大量に取る
- 家族の「〇〇の分も欲しい」と訴える

#### ★服装・身なり★

- いつも同じ服を着ていて汚れが目立つ
- 洗濯がされていない
- 季節外れの服装
- サイズの合わない服装
- 散髪ができていない
- 痩せすぎ・太り過ぎ
- 不自然な傷、あざ、やけどがある
- リストカットの痕がある
- 虫歯が多い

#### ★行動★

- 順番を守らない
- ルールを守らない
- 感情の起伏が激しい
- 攻撃的で暴力をふるったりする
- 表情がなく、あまりしゃべらない
- 人の顔色をみてびくびくしている
- 疲労感や無気力な様子が見られる
- 時間になっても帰りがらない
- スタッフを独占したがる
- 保護者に近寄らず、離れると表情が明るくなる



(2) 子どものSOSから児童虐待が疑われたら

「児童虐待」は、次の4つに分類されます。

<身体的虐待>

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

<性的虐待>

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、プライベートゾーンを触る又は触らせる など

<ネグレクト>

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、子どもの意思に反して学校へ登校させない など

<心理的虐待>

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（面前DV） など

虐待かもと思ったら、すぐに連絡してください

- ① 189（児童相談所虐待対応ダイヤル） お住いの地域の児童相談所につながります  
※年中無休



- ② 0584-47-7197（大垣市子育て支援課内 大垣市こども家庭センター）  
※月～金（祝日、年末年始除く）8:30～17:15

### (3) 子どものSOSからいじめが疑われたら

子ども達は学校や地域など様々な集団の中で、人間関係づくりを学んでいる真っ最中です。その中で、他者との関わりにおいて、悩みや問題を抱えることもあります。

その1つに「いじめ」があります。

< 「いじめ」が疑われる子どもの発言例 >

- ・友達から物を隠されて困ったことがあった
- ・昨日〇〇さんから悪口を言われて嫌な気持ちになった
- ・私たちのクラスの〇〇さんが、〇〇さんから叩かれていて、とっても痛そうだった
- ・クラスのSNSのグループで、〇〇さんの悪口が書き込まれていた

居場所で、子どもたちが話している内容が、学校の先生や保護者に話せていない学校でのいじめの情報かもしれません。

学校でいじめを受けているかもしれないと思ったら、情報提供してください

① 0584-47-8034 (大垣市教育委員会事務局 学校教育課)

※月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

② 0584-74-6666 (大垣市教育総合研究所 学校支援センター)

※月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

## 7 相談窓口一覧

子どもの居場所参加者などで、困っている方、悩みごとを抱えられている方には、次の相談窓口をご案内ください。相談はすべて無料で、秘密は堅く守られます。

### ○こども家庭センター

名称・場所	電話番号	時間	内容
こども家庭センター 市役所子育て支援課内	・「こころとからだ」 に関すること ☎0584-75-2328  ・「子育て」に関する こと ☎0584-47-7197	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	・保健師による妊娠中や 産後のこころとからだ の相談  ・社会福祉士、保育士に よる子どもや家庭に 関する相談

### ○その他の相談

名称・場所	電話番号	時間	内容
発達相談 市役所子育て支援課	発達支援グループ ☎0584-47-7291	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日除く)	保育士・保健師・公認 心理師・発達支援専門員 による発達相談
発達相談 西濃圏域発達障がい支援 センター	NPO法人 「ひまわりの花」 ☎0584-84-8350 ☎090-9228-7395	月曜日～金曜日 9時～16時 (祝日除く)	発達支援専門員による 相談
民生・児童委員、主任児童 委員による相談 市役所社会福祉課	☎0584-81-4111 (内線2915)	随時、お近くの民生・児童 委員へご相談ください	生活上の困り事や悩み 事、子育てに関する相談
教育相談 教育総合研究所 (スイトピアセンター 学習館7階)	☎0584-74-6666	月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日は12時まで *火曜日は電話相談のみ	医師・臨床心理士・相談 員による児童・生徒の 教育相談
家庭教育相談 市役所社会教育スポーツ課	☎0584-47-8031	月曜日～金曜日 9時～16時(祝日除く)	家庭でのしつけや子育て に関する悩みの相談
西濃子ども相談センター (児童相談所)	☎0584-78-4838	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	専門家による児童の 養育困難・不登校・虐待 等の相談

名称・場所	電話番号	時間	内容
女性の悩み相談 ハートリンクおおがき (スイトピアセンター 学習館1階)	☎0584-47-7188	水曜日・金曜日・土曜日 9時～16時受付 (面接相談は要予約)	女性相談員による、女性 が抱える様々な悩み ごとの相談
女性相談 市役所社会福祉課	生活支援グループ ☎0584-81-4111 (内線2470)	月曜日～金曜日 9時～16時(祝日除く)	DVなどに関する女性の 相談
大野子ども家庭支援 センター「こころ」	☎0585-35-2329	電話 9時～18時 (緊急時はいつでも対応) 面接 月曜日～土曜日(予約制)	専門の相談員や臨床 心理士による18歳未満 の子どもの様々な相談
ぎふ性暴力被害者支援 センター	24時間ホットライン 058-215-8349	○相談受付時間 毎日24時間 ○相談対応時間 月曜日～金曜日 10時～16時 * 祝日・年末年始を除く	専門の相談員による 性暴力被害にあわれた 方のための相談窓口
親子のための相談LINE (岐阜県)	 * QRコードから LINE追加ができます	月曜日～金曜日 10時～20時(祝日、年末 年始を除く)	子育てや親子関係に ついて悩んだときに、 子どもとその保護者な どが匿名で相談できる 窓口

## 8 居場所実施団体への支援方法

### (1) 子ども食堂等へのサポート

子ども食堂等に対して、食材や物品の支援、場所の提供などを検討されている方は、「大垣市子どもの居場所応援センター」（大垣市社会福祉協議会 地域支援課内 ☎0584-78-8182）までご相談ください。

### (2) ボランティアスタッフとしての参加

子ども食堂等の活動をのぞいて、自分に合った活動から始めてみませんか。

参加を検討されている方は、「大垣市子どもの居場所応援センター」（大垣市社会福祉協議会 地域支援課内 ☎0584-78-8182）までご相談ください。

## 【参 考】 会則（案）

（名称）

第1条 この会は、\_\_\_\_\_という。

（事務所）

第2条 この会の事務所を大垣市\_\_\_\_\_に置く。

（目的）

第3条 この会は、\_\_\_\_\_を目的とする。

（事業）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) \_\_\_\_\_事業
- (2) \_\_\_\_\_事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

（会員）

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会し、この会の運営に参画する個人とする。

（会員の資格の喪失）

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員が正当な理由なく会費を滞納し、かつ催告に応じないとき。

（退会）

第7条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

（役員）

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 \_\_\_\_\_人
- (2) 副会長 \_\_\_\_\_人以上
- (3) 会計 \_\_\_\_\_人以上

(選任等)

第11条 役員は、総会において選任し、役員の任期は、\_\_年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第12条 会長は、この会を代表し、その業務を監督する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の経理及び財産の管理を行う。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、年\_\_回会長が招集する。

(定足数)

第14条 総会は、会員総数の過半数によって成立する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者が行う。

(議決)

第16条 総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(事業年度)

第17条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この会則のほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から施行する。

会員名簿

No.	氏名	住所	役職
1			会長
2			副会長
3			会計
4			
5			

**注意** 令和8年4月時点の内容となります。

**【参 考】 子どもの居場所づくりで活用が可能な大垣市の補助金一覧（令和8年度）**

No.	補助事業名	
1	子どもの居場所づくり事業補助金	
	担 当 課	子育て支援課
	対象団体	・市に登録した市民活動団体 ・自治会等の地域住民組織 ・定款・規則等を定め、組織として活動している法人 など
	対象事業	地域においてひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもをはじめ、多様かつ複合的な困難を抱える等支援を必要とする子どものほか広く子ども達に学習、遊び等の様々な機会及び体験の提供や食事を提供する子どもの居場所事業
	対象経費	子どもの居場所づくりの運営に係る経費
	補 助 率	10/10以内
	限 度 額	実施回数×1万円(上限：20万)
2	地域子ども活動支援事業補助金	
	担 当 課	社会教育スポーツ課
	対象団体	・地区センター運営委員会 ・連合自治会 ・子ども会 ・老人会 ・PTA ・婦人会 などの団体
	対象事業	小中学校の休業日において、地区センター、社会教育施設等で、子ども達が学年の異なる子ども達や地域の人々と交流することを通じて、自主性、社会性、創造力等をはぐくむ講座等を行う事業
	対象経費	講座等に係る報償費、消耗品費等の経費
	補 助 率	10/10以内
	限 度 額	実施回数×2,500円(上限：22万5千円)
3	市民活動助成	
	担 当 課	市民活動推進課
	対象団体	市に登録した市民活動団体
	対象事業	地域や社会に貢献する事業
	対象経費	事業の実施に直接要する経費
	補 助 率	2/3以内
	限 度 額	25万円
	備 考	前年度の2月中旬から3月中旬に相談・受付を行い、4月開催の公開審議会において採択された場合のみ助成。助成回数は計3回まで。

## 福祉目的の食事提供行為における衛生管理事項

(大量調理施設衛生管理マニュアル等による衛生管理がむずかしい場合)

### 1 全体的事項

- (1) 調理従事者のうちから、衛生責任者を定めましょう。  
衛生責任者は、食事提供行為に係る衛生の全般を管理しましょう。  
衛生責任者は、食品衛生責任者資格を持つ人が望ましいです。
- (2) 調理従事者に対して、食中毒予防等の衛生教育を定期的実施しましょう。
- (3) 検便を実施するなど、調理従事者の健康状態の把握に努めましょう。  
調理従事者が、食中毒の原因となる疾患または感染するおそれのある疾患にかかり、もしくはその疑いがある場合は、直接食品に触れる作業に従事しない・させないようにしましょう。
- (4) 数量、献立等は、調理施設の規模、設備、従事者数などを十分に考慮し、無理のない範囲で行いましょう。
- (5) 調理完了後、おおむね2時間以内に食べ終わるように運営しましょう。
- (6) 献立、原材料の仕入先、配食先および配食時刻の記録をひと月以上保管しましょう。
- (7) 参加者と共同で調理を行う場合は、衛生責任者は、参加者に対し、体調の確認、正しい手洗いの方法および衛生的な食品等の取扱いについて説明したうえで実施しましょう。

### 2 調理施設

- (1) 調理施設はできるだけ専用としましょう。専用の調理施設が困難な場合には、公共施設等の調理場を活用しましょう。
- (2) 流水蛇口・洗浄槽を備えた手洗い設備を設け、消毒液、ペーパータオル、爪ブラシを備えましょう。

### 3 調理従事者

- (1) 自らの健康管理に十分注意しましょう。
- (2) 始業時には、手指の傷や体調を点検し、その結果を記録しましょう。  
異常のある人は、調理に従事しないようにしましょう。
- (3) 調理時には、清潔な作業衣に着替え、必要に応じてマスクを着用しましょう。
- (4) 手指の爪は短く切り、指輪、時計をはずして調理しましょう。

- (5) 用便後、調理前は必ず、手指の洗浄・消毒を十分行いましょう。
- (6) 調理中は、生肉や生魚を触った後や、盛り付け作業前など、必要に応じてこまめに手指の洗浄・消毒を十分行いましょう。

#### 4 食品の取り扱い

##### (1) 食品材料の仕入れ食品材料の仕入れ

- ア 原材料や半製品を仕入れるときは、品質、鮮度、表示、包装の状態等について点検しましょう。異常がある場合は使用をやめましょう。
- イ 保存性のある食品を除いて、当日に必要な量だけを仕入れましょう。
- ウ アレルギーのある方に食事を提供する場合は、アレルギー表示をよく確認しましょう。

##### (2) 食品の保管

- ア 購入した食品は、適切な温度で保管しましょう。
- イ 肉、魚など食品の種類ごとに蓋つき容器などに入れ、他の食品を汚染しないよう保管しましょう。

##### (3) 調理器具・食器類

- ア 調理器具・食器類は、清潔なものを使用しましょう。  
調理器具・食器類は、毎日食事を提供する施設では毎日、それ以外の施設では調理開始前に、殺菌・消毒してから使用しましょう。
- イ まな板・包丁などの調理器具は、肉、魚など食品の種類または調理前・調理済など食品の状態によって、適切な洗浄・消毒を行いながら使用しましょう。  
できるだけ、それぞれ専用のもので用意し、区分して使用しましょう。

##### (4) 調理

- ア 前日調理はやめましょう。
- イ 野菜や果物を加熱しないで提供する場合は、流水で十分に洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌し、十分すすぎ洗いをしましょう。  
特に、高齢者や小さい子ども、抵抗力の弱い人に加熱しないで食事を提供する場合は、野菜や果物を殺菌して使用しましょう。
- ウ 魚介類は流水でよく洗ってから調理しましょう。
- エ 冷凍品の解凍は冷蔵庫で行いましょう。
- オ 加工食品は使用前に期限表示、アレルギー表示をよく確認しましょう。
- カ できる限り加熱調理をする献立にしましょう。  
また、食品の加熱は、中心部まで熱が通るよう十分に行いましょう。
- キ 調理の開始から完成までは、一連の作業で行いましょう。

やむをえず調理途中で作業を中断する場合は、調理途中の食品は冷蔵庫で保管しましょう。

ク 盛付けは、はし(トング)または衛生手袋を使用して行い、素手で直接、食品を取り扱わないようにしましょう。

ケ 原材料に含まれる異物の確認も含めて、調理作業中での異物混入を防止しましょう。

コ アレルギーのある方に食事を提供する場合には、対象となるアレルゲン(アレルギーを引き起こす原因となる食品)が誤って混入することがないように、原材料や調理器具の使い分け等、取扱いに注意しましょう。

#### (5) 検食(保存食)

専用の調理施設で行う場合は、検食(保存食)はできる限り保存しましょう。

この場合、献立毎に50g以上を新しいポリ小袋等にそれぞれ採取し、

食事ごとにひとまとめにして、冷凍庫で2週間程度保管することが望ましいです。

それ以外の場合は、保管する場所や期間等を工夫し、可能な範囲で保存しましょう。

### 5 配食サービス

(1) 配食に際しては、食品をラップ等で覆うか、ふた付きの容器に入れる等ほこりや異物が入らないよう注意しましょう。

(2) 配食時の運搬方法、配食体制等配食体制等を整え、できる限り短時間で効率的に行いましょう。

(3) 配食は、直射日光を避けるとともに、ほこりや異物が入らないようにするため、自動車による配達を基本としましょう。

なお、夏期には車内が高温にならないよう注意しましょう。

(4) 配食の際、仕分等のため中継地点を設ける場合は、屋内の衛生的な場所を使用しましょう。

(5) 利用者が、調理完了後から2時間以内に食べることができるような配食に努めましょう。

(6) 利用者に手渡すときは、口頭または書面により、次のことを利用者に伝えましょう。


ア 本日〇〇時までにお召し上がりください。

イ やむを得ず保存する場合は、冷蔵庫で保管してください。また、時間が経過した時は、お召し上がりにならずに廃棄してください。

(出典：岐阜県)


## 大垣市内の子ども食堂・子どもの居場所実施団体の一覧（大垣市HP）

●URL：<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000057152.html>

●QRコード：

## ほっとできる「ほっとな居場所」（愛称：こどもんち）づくりの団体・事業者等を募集 （大垣市HP）


●URL：<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000065371.html>

●QRコード：

## ほっとできる「ほっとな居場所」（愛称：こどもんち）の登録団体等の紹介


<市ホームページ>

●URL：<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000064817.html>

●QRコード：

<インスタグラム>

●URL：<https://www.instagram.com/kodomo.ogaki?igsh=bXh6ajlyemZubnc1>

●QRコード：  
KODOMO.OGAKI

## 大垣市における子どもの居場所の紹介（子どもの居場所カレンダー）（大垣市HP）

●URL：<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000065906.html>

●QRコード：